

## 湯川村ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

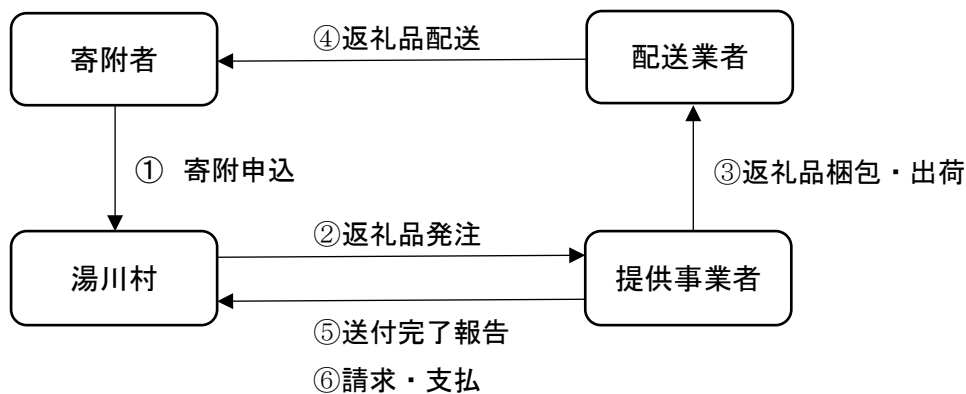
### 1 目的

ふるさと納税（寄附金）制度を活用し、本村を応援していただいた寄附者に対して、本村の魅力を発信するとともに地元特産品のPR並びに販路拡大による地域経済の活性化などの相乗効果を図るため、寄附者へのお礼の品として贈呈する商品やサービス（以下「返礼品」という。）の提供に協力いただける事業者（以下「提供事業者」という。）を募集します。

### 2 事業概要（寄附申込から支払までの流れ）

- ① 寄附者から本村へ寄附の申込
- ② 村から提供事業者へ返礼品発注依頼（メールにて行う）
- ③ 返礼品梱包・出荷
- ④ 返礼品配送（配送業者の選択は任意）
- ⑤ 送付完了報告（メールにて行う）
- ⑥ 請求・支払（請求は月締め翌月10日まで。月末支払。）

<事業イメージ>



※寄附申込は下記のふるさと納税ポータルサイトから行われます。

- ・ふるさとチョイス、ANAのふるさと納税、JRE MALLふるさと納税、モンベルふるさと納税

### 3 提供事業者の要件

提供事業者は、以下の要件に全て適合している必要があります。ただし、この要件に適合していても、村が提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 村内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場のある法人、その他団又は個人事業者であること。
- (2) 各種法令等を遵守し生産・製造・加工又はサービスの提供を行っていること。
- (3) 村税等の滞納がないこと。
- (4) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に暴力団の構成員等でないこと。

#### 4 返礼品の要件

- (1) 以下①～⑦（平成31年度総務省告示第179号第5条各号）のいずれかの要件に該当するものであること。
- ① 村内で生産されたものであること。  
※米については湯川米としての品質・安定した数量の確保の観点から募集を行わない。
  - ② 返礼品等の原材料の主要な部分が村内で生産されたものであること。
  - ③ 村内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
  - ④ 村内で生産されたもので、近隣の他市町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）であること。
  - ⑤ 村の広報目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称、その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品であることが明白なものであること。
  - ⑥ ①～⑤に該当する返礼品と、その返礼品に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、①～⑤に該当する返礼品が主要な部分を占めていること。
  - ⑦ 村内で提供される役務等であり、その役務の主要な部分が湯川村に関連するもの。
- (2) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること（予め期間や数量を限定することは可能）。
- (3) 賞味期限、使用期限等の期限が設定されている商品については、原則として、返礼品の到着の際に1週間以上の期限があること。
- (4) 村から発注後、速やかに発送できるもの。

#### 5 返礼品の価格設定

返礼品の価格（梱包代、消費税を含む）が寄附金額の3割以下となるよう村が寄附金額を設定します。また、送料などの事務経費を含めた金額を寄附金額の5割以下としなければならぬため寄附金額は5,000円以上で設定します。

なお、村は返礼品の費用に加え、送料の実費を負担します。

(参考例)

返礼品の価格（税込、箱代、包装代を含む） ※送料は除く	寄附金額
1,500円以下	5,000円以上
3,000円以下	10,000円以上
4,500円以下	15,000円以上
6,000円以下	20,000円以上
9,000円以下	30,000円以上

## 6 応募方法

申請書に必要事項を記入し、関係書類を添え、湯川村総務課政策財務係へ提出してください。複数の返礼品に応募する場合は、返礼品毎に別紙返礼品登録申請書を作成してください。

### 【提出書類】

- (1) 返礼品提供事業者登録申請書
- (2) 返礼品登録申請書
- (3) 事業概要及び商品等の概要が分かる資料（パンフレット等）
- (4) 商品の写真

※ポータルサイトに掲載する都合上デジタルデータでの提供をお願いします。

## 7 募集期間

随時応募を受付けます。

## 8 その他の留意事項

- (1) 決定された返礼品の内容変更または廃止する場合は、1ヶ月前までに村へ報告してください。
- (2) 提供事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者からの苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について速やかに村へ報告してください。なお、品質等による補償や苦情対応、それに伴って新たに発生する費用については、提供事業者が責任を負うこととします。
- (3) 個人情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法令を遵守してください。寄附者の個人情報は、ふるさと納税返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。ただし、返礼品へのパンフレット同封により、改めて寄附者から提供事業者への商品申込等で入手された個人情報は対象外とします。
- (4) 提供事業者及び返礼品が本要項3または4に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その決定を取り消すことがあります。